

投信積立銀行引落サービス約款 新旧対照表（平成 29 年 10 月 7 日）

（下線部分変更箇所）

新	旧
銀行引落サービス約款	投信積立銀行引落サービス約款
<p>（約款の趣旨）</p> <p>第 1 条 この約款は、お客様と株式会社 SBI 証券（以下「当社」といいます。）との間で行う取引にあたり利用する、ペリトランス株式会社の提供する Web 口座振替サービスを利用した銀行引落による決済サービス（以下、本サービスといいます。）に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p>	<p>（約款の趣旨）</p> <p>第 1 条 この約款は、お客様と株式会社 SBI 証券（以下「当社」といいます。）との間で契約する投資信託受益証券の積立買付サービス（以下「投信積立」といいます。）のうち、ペリトランス株式会社の提供する Web 口座振替サービスを利用した銀行引落による決済サービス（以下、本サービスといいます。）に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p>
（削除）	<p>（投信積立）</p> <p>第 2 条 お客様は、「投資信託積立約款」の内容を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。</p> <p style="margin-left: 2em;">2 この約款が「投資信託積立約款」と異なる定めをしている場合には、この約款が優先するものとします。</p>
第 2 条～4 条 （略）	第 3 条～5 条 （略）
<p>（収納代行による引落）</p> <p>第 5 条 お客様は、本サービスのご利用にあたり、<u>当社サービスの取引に関する買付代金について、当社がペリトランス株式会社に対して収納代行業務及び事務代行業務を委託することを了承するものとします。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">2 当社は、毎月所定の営業日に、お客様により設定されている 1 ヶ月間の引落金額を、ペリトランス株式会社に通知します。</p> <p style="margin-left: 2em;">3～5 （略）</p>	<p>（収納代行による引落）</p> <p>第 6 条 お客様は、本サービスのご利用にあたり、<u>投信積立の買付代金について、当社がペリトランス株式会社に対して収納代行業務及び事務代行業務を委託することを了承するものとします。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">2 当社は、毎月所定の営業日に、お客様により設定されている 1 ヶ月間の投信積立の買付に必要な代金を計算し、ペリトランス株式会社に通知します。</p> <p style="margin-left: 2em;">3～5 （略）</p>
<p>（買付の時期）</p> <p>第 6 条 当社は、前条第 5 項においてお客様証券口座に入金した代金を、原則としてお客様の指定する取引の買付代金に充当できるものとします。</p>	<p>（買付の時期）</p> <p>第 7 条 当社は、前条第 5 項においてお客様証券口座に入金した代金を、原則として当該入金日以降に到来する投信積立の買付代金に充当するものとします。なお、申込内容の変更、他商品のお買付け、出金及び振替等により、買付代金が不足したときは、投信積立の一部又は全部がお買付できない場合があります。</p>
第 7 条～10 条 （略）	第 8 条～11 条 （略）
<p>（他の規定等の準用）</p> <p>第 11 条 本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに終了するものとします。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 及び(2) （略）</p> <p style="margin-left: 2em;">(3) お客様が第 13 条に定める本約款の改正に同意されない場合</p> <p style="margin-left: 2em;">(4) 及び(5) （略）</p>	<p>（他の規定等の準用）</p> <p>第 12 条 本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに終了するものとします。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 及び(2) （略）</p> <p style="margin-left: 2em;">(3) お客様が第 14 条に定める本約款の改正に同意されない場合</p> <p style="margin-left: 2em;">(4) 及び(5) （略）</p>
<p>（他の規定等の準用）</p> <p>第 12 条 この約款に定めのない事項については、「総合取引約款」、その他の規定、約款により取り扱うものとします。</p>	<p>（他の規定等の準用）</p> <p>第 13 条 この約款に定めのない事項については、「総合取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」その他の規定、約款により取り扱うものとします。</p>

第 13 条

(略)

(平成 29 年 10 月)

第 14 条

(略)

(平成 24 年 10 月)

以上